

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和 年 月 日 (1回目)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	菊池市 (43210)
地域名 (地域内農業集落名)	新明地区 (津留、妻越、高永、大迫、伊坂)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	212.4 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	207.6 h a
② 田の面積	59.6 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	124.4 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	10.0 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	44.0 h a
(参考) 区域内における○才以上の農業者の農地面積の合計	- h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- h a
(備考)	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、

備考欄にその旨記載してください。

5：(参考)の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、合志川流域の水田で水稻栽培が盛んなほか、新明地区、伊坂大地の畑地は県営事業により整備されており、主に飼料作物の生産が盛んである。ただし、基盤整備から長期間が経過している農地では、主に水路等、農業用施設の老朽化が進んでいる箇所があり、整備が必要となっている。また畜産業も盛んであり、後継者が確保できている経営体が比較的に多いものの、耕種農家では従事者の高齢化が進み、後継者も不足していることから、農地の担い手が不足しており、今後長期的に見た際、地域内に遊休農地が増加することが懸念される。加えて、農道の草刈りなどといった、営農に必要な維持管理作業に関しても、人手不足のために万全に行うことが難しくなりつつある。このようなことから、地域内に新たな農地の担い手を確保することが必要になっている。

当地区では、イノシシやシカなどの大型野生動物による作物への被害が増加しており、地区内ではワイヤーメッシュや電気柵等による対策が講じられているものの、根本的対策となる個体数の減少には繋がっていない。さらに、アナグマやアライグマといった小型野生動物による被害も発生しており、これらへの対策も必要となっている。

近年、国道の近隣区域では農地転用も含む土地開発の動きが活発化しており、農地面積が減少傾向にあるため、こうした動きと農業の調和が重要な課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

地域内の農地を効率的に活用していくため、地域営農法人や認定農業者といった中心経営体に農地を集積・集約化していくほか、それでもなお担い手が不足する場合には、広域に農業経営を展開する認定農業者や、認定新規就農者の受け入れを促進することで農地の集積・集約化を進めていく。

地域の主要な営農形態である水稻作と畜産などを今後も継続していくため、広域的に活動する営農法人や営農組合、大規模農家がお互いに連携しながら農地の集積・集約化を進め、営農を行っていく。

畜産たい肥の地域内・外への流通による有機性資源の活用を行うとともに、スマート農業技術の導入及び機械の共同利用により、農作業の生産性や効率性を向上させる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本とし、担い手による農地利用を進める。

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	33.9	%	将来の目標とする集積率	80	%
--------	------	---	-------------	----	---

(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標

農業委員・農地最適化推進委員の協力の元、担い手の意向を確認しながら集約化を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用しつつ、経営規模の拡大を希望する地域の認定農業者や新規就農者等の担い手を中心にして農地の集積・集約化を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して農地利用の最適化を検討し、農地の出し手と受け手のマッチングを進めていく。 中心経営体となる担い手が何らかの事情で営農継続困難になった場合、一時保全や新たな受け手への付け替えをスムーズに行えるようにするため、農地中間管理機構経由で中心経営体への貸付けを推進していく。
(3) 基盤整備事業への取組
農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るため、地域の担い手のニーズに応じて農地の基盤整備や農道の整備の実施を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
熊本県やJA、農業委員会等と連携しながら、新規就農者や後継者（親元就農者）に対し、農地のあっせんや、栽培など営農技術指導の支援等を行い、新たな担い手が地域に定着できるような取り組みを行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地域で中心となっている法人や、機械利用組合等による農作業受託を必要に応じて進めていき、農作業の合理化・効率化を図ることで遊休農地が発生しないよう努めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①有害鳥獣被害については、鳥獣被害対策の基本となる3本柱である「捕獲による個体群の管理」、「柵の設置等による侵入防止対策」及び「餌場・隠れ場の管理による生息環境の管理」を推進し、シカ、イノシシ等の在来生物については、防護柵など設備の設置等による被害抑制を行い、近年目撃情報が増加しているアライグマ等の外来生物については、被害に関する周知を図り、併せて被害状況調査等により実態把握を行い、適切な対策を行うことで、被害の拡大を防ぎ、更なる鳥獣被害対策の強化に取り組んでいく。

③地区の課題解決に合致したスマート農業技術の情報収集へ取り組み、農業者の減少等に対応した農作業の省人・省力化や農作業受託等の検討を進める。

⑦中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度により、地域ぐるみでの農道の草刈りや水路の整備といった営農に関する維持管理活動を支援する。

⑧水路等、老朽化した農業用施設の再整備について、関係機関との協議を進めていく。

⑨畜産業で発生した堆肥を耕種農家が広域的に活用できるような耕畜連携の仕組みを構築していく。

⑩農地の担い手等に変更があった際は、地域の代表者へ確認するなど、簡易な方法により協議を行い、計画の変更を行う。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
						ha	ha		
						ha	ha		
計	0経営体					0 ha	0 ha		

※別紙参照

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・%）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。